

平成23年第2回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月8日（水曜日）午前9時11分開会

定例議会の告示

八千代町告示第37号

平成23年第2回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月3日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成23年6月8日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（5番）	生井 和巳君	副議長（3番）	上野 政男君
1番	中山 亨君	2番	大久保弘子君
4番	中山 勝三君	6番	相沢 政信君
7番	大久保 武君	8番	水垣 正弘君
9番	矢中 召二君	10番	小島 由久君
11番	稲葉 常美君	12番	小竹 徳市君
13番	宮本 直志君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君

秘書課長	風見 好信君	総務課長	飯島 英男君
企画財政課長	斉藤 実君	税務課長	青木 良夫君
町民課長	小竹 貞男君	福祉保健課長	生井 勝巳君
生活環境課長	岡田 昭夫君	産業振興課長	浜名 進君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	幸田 裕之君
農業委員会 事務局長	水垣 進君	学校教育課長	水書 正義君
教育次長兼 公民館長兼 生涯学習課長	上野 林作君	給食センター 所長	片平 博君
総務課参事	鈴木 忠君	企画財政課 参事	青木 喜栄君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	主 査	小林 由実
主 任	外山 勝也		

議長（生井和巳君） 公私ご多用のところご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る4月1日の人事異動によりまして、小竹貞男さんが町民課長に、岡田昭夫さんが生活環境課長に、幸田裕之さんが上下水道課長に、片平博さんが給食センター所長に、水書正義さんが学校教育課長に、上野真一さんが都市建設課長に、島田清晴さんが生涯学習課参事に、鈴木忠さんが総務課参事に、鈴木一男さんが総務課参事に、相田敏美さんが産業振興課参事に、青木喜栄さんが企画財政課参事に、野村勇さんが税務課参事にそれぞれ昇格されましたので、ご紹介いたします。

初めに、町民課長、小竹貞男さんをご紹介いたします。

小竹貞男さん、登壇願います。

（町民課長 小竹貞男君登壇）

町民課長（小竹貞男君） ただいま議長さんの許可をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび4月の人事異動によりまして、町民課長を拝命いたしました東露田出身の小竹貞男でございます。町発展のため、精いっぱい頑張りたいと思いますので、議員さん

皆様方からのご指導、ご鞭撻をより一層いただきたいと思います。

簡単ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（生井和巳君） 次に、生活環境課長、岡田昭夫さんをご紹介します。

岡田昭夫さん、登壇願います。

（生活環境課長 岡田昭夫君登壇）

生活環境課長（岡田昭夫君） おはようございます。議長さんのお許しが出ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして、生活環境課長を拝命いたしました川尻出身の岡田昭夫です。若輩者であります。与えられました職責に対しまして精いっぱい努力していきたいと考えております。議員の皆様方には特段のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

議長（生井和巳君） 次に、上下水道課長、幸田裕之さんをご紹介します。

幸田裕之さん、登壇願います。

（上下水道課長 幸田裕之君登壇）

上下水道課長（幸田裕之君） ただいま議長さんより許可をいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

去る4月1日の人事異動によりまして、上下水道課長を拝命いたしました幸田裕之でございます。松山行政区出身でございます。微力ではございますが、職務を遂行していきたいと考えておりますので、議員の皆様方のより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（生井和巳君） 次に、給食センター所長、片平博さんをご紹介します。

片平博さん、登壇願います。

（給食センター所長 片平 博君登壇）

給食センター所長（片平 博君） おはようございます。ただいま議長さんの許可をいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび4月1日の人事異動によりまして、給食センター所長を仰せつかりました片

平博です。川西、久下田行政区から勤務しております。学校給食は安心・安全が第一でありますので、全力で取り組みたいと思います。今後とも議員の皆様、絶大なるご指導、ご鞭撻お願い申し上げまして、簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） 次に、学校教育課長、水書正義さんをご紹介します。

水書正義さん、登壇願います。

（学校教育課長 水書正義君登壇）

学校教育課長（水書正義君） ただいま議長さんからの許可がありましたので、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

去る4月1日の人事異動によりまして、学校教育課長を仰せつかりました水書正義と申します。安静地区東落田から通勤してございます。学校教育を支援していく行政機関という心得を持ちまして、一生懸命頑張りたいと思っております。

議員皆様方のご指導、ご鞭撻よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（生井和巳君） 次に、都市建設課長、上野真一さんをご紹介します。

上野真一さん、登壇願います。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

去る4月の人事異動によりまして、都市建設課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひをいたします。出身は菅谷、高野行政区になります。大変重責ではありますけれども、精いっぱい頑張つてまいりますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻よろしくお願ひを申し上げます。簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。

議長（生井和巳君） 次に、生涯学習課参事、島田清晴さんをご紹介します。

島田清晴さん、登壇願います。

（生涯学習課参事 島田清晴君登壇）

生涯学習課参事（島田清晴君） ただいま議長さんからの許可がありましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび4月1日の人事異動によりまして、生涯学習課参事を拝命いたしました島田清晴です。川西の高崎から勤務しております。何分にも微力ではございますが、初心に

返り与えられた職務を一生懸命頑張りますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（生井和巳君） 次に、総務課参事、鈴木忠さんをご紹介します。

鈴木忠さん、登壇願います。

（総務課参事 鈴木 忠君登壇）

総務課参事（鈴木 忠君） 議長の許可をいただきましたので、一言ごあいさつさせていただきます。

4月1日付の人事異動によりまして、総務課参事を拝命させていただきました。町発展のために精いっぱい頑張っておりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（生井和巳君） 次に、総務課参事、鈴木一男さんをご紹介します。

鈴木一男さん、登壇願います。

（総務課参事 鈴木一男君登壇）

総務課参事（鈴木一男君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

4月1日の人事異動によりまして、総務課参事を拝命しました西豊田地区、川尻出身の鈴木と申します。町職員としまして何をすべきか常に考えまして、心を新たに頑張っていきたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

議長（生井和巳君） 次に、産業振興課参事、相田敏美さんをご紹介します。

相田敏美さん、登壇願います。

（産業振興課参事 相田敏美君登壇）

産業振興課参事（相田敏美君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

この4月の人事異動で、産業振興課参事を拝命いたしました相田敏美と申します。安静地区の新地に住んでおります。与えられました職務に、より一層精励をしていきたいと思っております。議員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） 次に、企画財政課参事、青木喜栄さんをご紹介します。

青木喜栄さん、登壇願います。

（企画財政課参事 青木喜栄君登壇）

企画財政課参事（青木喜栄君） ただいま議長さんの許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして、企画財政課参事を拝命いたしました青木喜栄でございます。東落田から勤務させていただいております。何分にもまだまだ未熟ですので、今後とも議員の皆様方にはご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） 次に、税務課参事、野村勇さんをご紹介します。

野村勇さん、登壇願います。

（税務課参事 野村 勇君登壇）

税務課参事（野村 勇君） おはようございます。

このたびの人事異動で、税務課参事収納管理担当を仰せつかりました坪井行政区出身の野村勇と申します。よろしくお願いいいたします。新人であります。新人らしく頑張りたいと思う所存でございます。議員さんの皆様におかれましても、何とぞご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいいたします。

議長（生井和巳君） 皆さん、これからもより一層、住民サービス向上のために頑張ってください。

参事の皆さんは退場願います。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成23年6月8日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成23年度事業計画及び平成22年度決算に関する報告について
- 報告第2号 平成22年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成22年度八千代町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成22年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成22年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第1号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 平成22年度八千代町一般会計補正予算（第5号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第5号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諸般の報告

議長（生井和巳君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

行政諸般の報告

議長（生井和巳君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成23年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

最初に、八千代町職員の採用についてご報告申し上げます。上下水道課、鈴木参事の退職に伴いまして、6月1日付で新たに職員1名を採用いたしましたので、ご報告いたします。

次に、八千代町消防団幹部団員等の異動についてご報告申し上げます。これにつきましては、平成23年4月1日付で異動になりましたので、別紙により報告いたします。

次に、第52回鬼怒・小貝水防連合体水防訓練についてご報告申し上げます。4市1町で構成される鬼怒・小貝水防連合体による水防訓練を、今年度は八千代町において開催いたします。出水期を迎えるに当たり、消防団の士気を鼓舞し、作業能力の向上を図り、もって水防体制の整備に資するとともに、一般町民の水防に対する協力と理解を深めることを目的に、今年度は来る7月3日日曜日で妻市別府地先の大形橋下流、鬼怒川右端

の堤防を会場に実施する予定であります。議員各位におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、東日本大震災に伴う義援金の活用についてご報告申し上げます。このたびの東日本大震災の発生に伴い、八千代町に避難してこられた方々への支援として、理化工業株式会社を初め芦ヶ谷ゴルフ愛好会、クラモチ薬局、自動車整備振興会下妻支部から、合わせて約535万円の義援金をいただきました。これを受けまして、町では義援金の取り扱い要領を整備するとともに、常陽銀行八千代支店に「八千代町東日本大震災義援金」名義の口座を開設いたしました。

今後は取り扱い要領に従い、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故等による町内在住の被災者への支援や農作物への風評被害を払拭すべく、義援金を効果的に活用してまいりたいと考えております。具体例を申し上げますと、当町へ避難してこられた方々への住居費及び児童入園費支援並びに物資等の支援や復興イベントの活動費に充ててまいりたいと思います。また、5月9日から7月15日までの約2カ月間、週ごとに交代で、事務支援といたしまして町職員を2名1組、総勢20名を福島県郡山市の富岡町避難所へボランティアとして派遣しておりますが、その経費等につきましても、この義援金を活用させていただきたいと考えております。議員各位にもご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、東日本大震災による農業施設等の被害及び原発事故に伴う損害賠償請求についてご報告申し上げます。今回、大震災による被害を受けた農業施設等の災害復旧につきましては、各土地改良区の合計で約5,000万円になる見込みであります。農業施設の復旧は、急を要するものであるため、既に大部分が復旧されておりますが、多額の費用がかかる復旧には災害復旧事業の申請をしているところであります。このたびの東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県内農畜産物の出荷・販売等にも影響が出ており、町においてもハウレンソウ及び原乳が出荷制限を受けました。その後、お茶についても出荷自粛要請がされております。

こうした状況の中、消費宣伝活動や各種イベントへの出店を通して、首都圏の消費者に対して八千代町産農産物の安全・安心を伝えることで風評被害を払拭し、農業者を支援するPR活動を行っているところであります。また、風評被害により県内農業者に多大な損害が生じている状況の中で、各農業者が個別の損害賠償請求や和解交渉を行うことは困難であることから、県域を一括して交渉・請求できる組織として茨城県、JA系

統組織が連携し、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会が設立されました。

さらに、損害賠償を希望するすべての農業者を救済するため、町において一括請求の窓口となる協議会を組織し、受付窓口を産業振興課に設置いたしました。農業者の方々には、4月1日に「損害賠償に伴う書類の保存について」、また5月2日には「損害賠償請求受付窓口のお知らせ」を全戸配布して周知を図っているところでございます。損害賠償請求は、毎月1回行う予定になっており、町協議会が取りまとめた報告書も5月20日に県協議会に提出しております。今後につきましても、損害賠償請求の情報提供を図るとともに、取りまとめを行ってまいります。

次に、保留地の公売についてご報告申し上げます。保留地公売については、広報紙、町ホームページ、のぼり等による保留地25区画地の公売を実施しております。その結果、1人の方の申し込みがあり、1区画が決まりました。公売面積は278.77平方メートル、金額で1,000万7,843円です。保留地購入者は八千代町内の方です。今後も保留地公売を積極的に実施して、区画整理事業を進めてまいります。議員各位のご協力をお願いします。

次に、八千代町の水道ビジョンの策定についてご報告申し上げます。八千代町水道事業は、昭和60年8月に一部給水を開始して以来、四半世紀の間、快適な町民の日常生活を支えるべく、安心・安全な水の供給に努めてまいりました。農村社会から都市生活への移行に伴うライフスタイルの変化や、近年の食の安全性への揺らぎは、環境問題への関心が高まりを見せるとともに、水道水の需要を伸ばしております。一方、この間に施設や機器の老朽化が進み、震災対策への対応とともに近い将来、大規模な更新事業を計画的に進めていく必要に迫られております。

このような水道事業を取り巻く社会環境が急速に変化している中、厚生労働省は日本の水道の目指すべき方向、あるべき姿についての理念を「水道ビジョン」として発表し、さらに目標達成のために、各水道事業者がみずからの事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、この実現のための方策を示すとともに、「地域水道ビジョン」の策定を推奨しました。このようなことの趣旨を踏まえ、八千代町としても安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給し続けるため、このたび「八千代町水道ビジョン」を策定いたしました。本ビジョンは、平成23年度から32年度までの10年間計画であり、第5次総合計画との整合性を図りつつ「健やかな暮らしをは

ぐくむ水道」を基本理念に、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」の4項目を基本目標に据えて、今後の水道事業の指針として策定したものであります。今後は、本ビジョンに基づき、ライフラインとしての水道事業の使命と目的をかんがみ、より計画的で効率のよい事業運営を推進してまいり所存であります。議員各位にも一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位の一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（生井和巳君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（生井和巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、3番、上野政男議員、4番、中山勝三議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（生井和巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

水垣議会運営委員長。

（議会運営委員長 水垣正弘君登壇）

議会運営委員長（水垣正弘君） ただいま議長のご指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る5月27日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成23年第2回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から13日までの6日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告にかえたいと思っております。

議長（生井和巳君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成23年第2回八千代町議会定例会の会期を本日より13日までの6日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より13日までの6日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より13日までの6日間とすることに決定いたしました。

-
- 日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成23年度事業計画及び平成22年度決算に関する報告について
- 報告第2号 平成22年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成22年度八千代町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成22年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成22年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（生井和巳君） 日程第3、報告第1号 八千代町土地開発公社平成23年度事業計画及び平成22年度決算に関する報告について、報告第2号 平成22年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成22年度八千代町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第4号 平成22年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第5号 平成22年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について提出されておりますので、ご覧おき願います。

-
- 日程第4 議案第1号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（生井和巳君） 日程第4、議案第1号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。条例第2条第2項、第3項、第4項及び第23条の第1項につきましては、中間所得者層の負担を軽減するため、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「13万円」から「14万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「10万円」から「12万円」に引き上げるものであります。

専決処分事由については、施行期日が平成23年4月1日となるため、3月30日専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、大久保弘子議員。

2番（大久保弘子君） 1つお聞きします。限度額の課税所得金額ですけれども、どのくらいの所得の人が増税の対象になるのか、またその人数と合計金額をお聞かせください。

議長（生井和巳君） 税務課長。

(税務課長 青木良夫君登壇)

税務課長（青木良夫君） 2番、大久保議員の質問にお答えいたします。

質問の趣旨につきましては、どれくらいの所得の人が該当になるかというようなことでございます。国の試算によりますと、給与所得で見ますと820万円、収入で見ますと約1,050万円以上の世帯が該当するというような試算でございます。それから、本町にお

きますこれに該当する世帯数でございますけれども、平成22年度の随時期、最終の国保税の計算の基礎資料に基づきまして試算しました結果、該当世帯が約296世帯、率でございますと加入世帯の4,266世帯のうちの296世帯でございますので、6.87%の世帯が該当になるかと思えます。

以上が概要でございます。よろしくお願いたします。

議長（生井和巳君） あと質疑ありますか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） この国民健康保険税の50万円から51万円になり、あるいは今度は後期高齢者が13万円から14万円になるということで、これは私が担当の関係なのですが、とりあえずこの条例を見ると、ここに印刷してある議案集の中には前条第2項の世帯主を除くということで括弧してあるのだけれども、この例規集の中ではこういう括弧つきが出ていないのだけれども、これどちらが正しいのかどうか、それをひとつ聞きたい。

それから、後期高齢者の場合ですと、世帯主を除くということになっていると、13万円から14万円になっても、どういうメリット、デメリットがあるのか、ちょっと担当課でわかる範囲で結構だから、説明していただきたい。

議長（生井和巳君） 税務課長。

（税務課長 青木良夫君登壇）

税務課長（青木良夫君） 14番、湯本議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先ほどの附則関係ですけれども、これについては国の準則に基づいて作成してございますので……

（「課長、マイクに近づいて」と呼ぶ者あり）

税務課長（青木良夫君） 準則に基づいて作成させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの後半の世帯主を除くという件につきましては、ちょっと私勉強不足でございますので、後ほど調査しまして議員さんにお答えさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

議長（生井和巳君） あと質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。反対討論。

2番、大久保弘子議員。

(2番 大久保弘子君登壇)

2番(大久保弘子君) 議長より許可をいただきましたので、反対の討論をさせていただきたいと思います。

専決事項ではありますが、議案第1号、国保条例の一部改正について反対をさせていただきます。国保の財政悪化と国保税の高騰を招いている元凶は、国の予算削減にあります。1984年度の50%から2008年度には24.1%に国庫補助率が半減しており、こうした国の予算削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが事態を一層深刻にしています。20年前は240万円だった国保世帯の平均所得は、2009年には158万円まで落ち込みました。その同じ時期に1人当たりの国保税は6万円から9万円にはね上がりました。国は、国庫補助率を引き上げずに、毎年のように住民の限度額を引き上げ、所得割額、応益割額が高過ぎるため、高額所得者、先ほどもご説明がありましたように、820万円という金額は世帯です。結局2人、3人と1つの世帯で働いていても820万円ということになると思いますが、高額所得者とは言えない、そういう人まで限度額を払わなければならないのが現状です。それによって、ますます滞納者がふえ、自治体は徴収強化を押しつけられるということだと思います。今や国保は財政難、保険料高騰、滞納増を抜け出せなくなっています。国保法第1条は、国保は社会保障及び国民保険の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度であるとしています。だれもが払える保険料で、安心して医療が受けられる本来の国民皆保険制度を求めて、この条例改正には反対いたします。

議長(生井和巳君) あと討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

議案第1号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(生井和巳君) 賛成多数です。

よって、議案第1号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（生井和巳君） 日程第5、議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

その改正の内容は次のとおりであります。

第6条の2第1項の出産育児一時金の支給額につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられておりましたが、平成23年4月から恒久化となり、「35万円」を「39万円」に改め、経過措置でありました附則第3項を削るものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(生井和巳君) 日程第6、議案第3号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に可決され、公布されたことに伴い、八千代町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、町民税に関しましては、雑損控除額等の特例が設けられ、平成23年度住民税での適用が可能となりました。また、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例が設けられ、その適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間については引き続き適用可能となりました。

また、固定資産税についてでございますが、東日本大震災により滅失、損壊して住宅用敷地として使用できない状態の土地についても、引き続き住宅用地としての固定資産税軽減措置を受けられるよう改正したものであります。

以上、専決処分の概要を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同

くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を
求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を
求めることについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 平成22年度八千代町一般会計補正予算（第5号）の専決処
分事項の承認を求めることについて

議長（生井和巳君） 日程第7、議案第4号 平成22年度八千代町一般会計補正予算（第
5号）の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 平成22年度八千代町一般
会計補正予算（第5号）の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説
明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第5回目のもので、歳入歳出それぞれ
4,377万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億8,003万1,000円としたも
のであります。

補正の内容は、本年3月11日の午後に発生した東北地方太平洋沖地震による公共施設等の被害に対し、早期の復旧を図るべく専決処分したものであります。

その内容を歳入から申しますと、地方交付税におきましては特別交付税を4,377万1,000円、国庫支出金では公立学校施設災害復旧費補助金として1,000万円、それぞれ増額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

民生費におきまして、避難所用食料といたしまして消耗品費を4万2,000円増額いたしました。

土木費では、一級町道2号線道路改良工事請負費を300万円、災害復旧費の道路橋梁災害復旧費においては、町内7カ所の町道修繕等132万1,000円を増額いたしました。

また、災害復旧費の公立学校施設災害復旧費においては、小中学校体育館の天井や壁の修繕料398万円、八千代一中校舎被害状況診断業務委託料105万円、安静小学校フェンス改修工事請負費を294万円、八千代一中校舎災害復旧費工事請負費を2,100万円、それぞれ増額いたしました。

さらに、社会教育施設災害復旧費においては、中央公民館の修繕料等61万8,000円を増額いたしました。また、その他の公共施設災害復旧費においては、役場庁舎や総合体育館、給食センター、川西地区運動広場の修繕料877万1,000円、さらに給食センターのフェンス改修工事請負費を105万円、それぞれ増額いたしました。

なお、第2表、繰越明許費については、今回の災害復旧にかかわるもので、一級町道2号線道路改良事業やその他町道の修繕、小中学校、中央公民館、役場庁舎等の復旧費であります。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） 今の歳入のほうで、国庫支出金1,000万円と聞こえたのですが、これ座敷のみの1,000円ではないのでしょうか、1,000万円でしょうか。財政課のほうにちょっと確認。

議長（生井和巳君） 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長 (大久保 司君) 1,000円の誤りでございます。

議長 (生井和巳君) あと質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (生井和巳君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (生井和巳君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成22年度八千代町一般会計補正予算(第5号)の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成22年度八千代町一般会計補正予算(第5号)の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 (生井和巳君) 先ほど湯本議員の質問に対しまして、税務課長から答弁の要請ありましたので、許可します。

税務課長。

(税務課長 青木良夫君登壇)

税務課長 (青木良夫君) 先ほどの14番、湯本議員の後半の質問の件なのでございますが、先ほどの世帯主を除くといった場合、どんなメリットがあるのかというような点でございしますが、国民健康保険税につきましては基本的に納税義務者というのが世帯主になってございます。世帯主が被保険者、国保に加入している場合は問題ないのでございますが、世帯主が社保とかいった場合、その世帯主課税でございしますので、世帯主が入っているというような、みなすというふうな形で擬制世帯というような形で国保税の課税させていただきます。先ほどの除くという前条第2項というのが、前条というのは第1条でございまして、第1条につきましては納税義務者をうたってございまして、その中の第2項というのが、いわゆる先ほど申し上げました擬制世帯主というような考えでござ

いますので、国保税を算定する上では、その擬制世帯の場合は世帯主の所得は見ないというような形でここでうたってございます。

以上でございます。

日程第8 議案第5号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例

議長（生井和巳君） 日程第8、議案第5号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

現在、社会情勢の目まぐるしい変化に伴い、住民ニーズも多様化し、各課において事務も複雑になってきております。また、時代に合った事務分掌も求められているところであります。

今回の改正につきましては、このような背景の中で、第2次行財政集中改革プランの趣旨に基づき、現行の事務分掌規則を全庁的に見直したことにより、課設置条例についても改正するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

議長(生井和巳君) 日程第9、議案第6号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第6号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成22年法律第61号として公布され、これによって地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されたところであります。この法律の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、一定の要件を満たす非常勤職員について、これまで認められていなかった育児休業や部分休業をすることができることとする改正等であります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長(生井和巳君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長(生井和巳君) 日程第10、議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

地域自立支援協議会は、障がい者及び障がい児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、地域の相談支援体制構築の主導的役割を担う協議の場とすることを目的として設置します。

個々の障害者のニーズとさまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図る相談支援の必要性が増す中で、当協議会が果たす役割は非常に重要になってくると思われまます。

つきましては、当該委員を非常勤特別職として位置づけ、充実した活動が図れるよう条例を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(生井和巳君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算（第1号）

議長（生井和巳君） 日程第11、議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ1,465万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億8,065万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入におきましては県支出金及び繰越金を、歳出では民生費及び災害復旧費であります。

最初に、歳入について申し上げます。

県支出金につきましては、既存施設スプリンクラー整備特別対策事業費補助金882万9,000円を増額いたします。

繰越金につきましては、583万円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

民生費の老人福祉費におきまして、2つのグループホームを対象にいたしまして、既存施設スプリンクラー整備特別対策事業費補助金882万9,000円を増額いたします。

また、災害復旧費の公立学校施設災害復旧費におきましては、八千代一中特別教室の補強工事等で583万円を増額いたします。

以上、平成23年度一般会計補正予算（第1号）の提案理由について申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） このスプリンクラー整備というのですけれども、建物は幾つぐらいあるのでしょうか、未整備のところは。この新庁舎なんかはついていると思うのですけれども、ついていないところもあるのでしょうか、ちょっと教えてください。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 生井勝巳君登壇）

福祉保健課長（生井勝巳君） 13番、宮本議員の質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、グループホームということで、2つの施設が該当しております。これはグループホームらんとグループホームえがおの2つの施設でございます。これはスプリンクラーを設置するというものは、消防法の改正によりまして延べ床面積ですか、その改正によって該当するようになったものですから、今回そういった県の補助を得て整備するものでございます。

以上です。

議長（生井和巳君） 13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） ああいう施設は、最初からつけていないのですか、あれつけていなかったのですか。普通は、もう最初からそういうのはつけるべきだと思うのですが、事人命に関することですから、それを未整備のところを国のほうで補助するという事なのですか、教えてください。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 生井勝巳君登壇）

福祉保健課長（生井勝巳君） 13番、宮本議員の質問にお答えしたいと思います。

消防法の改正以前ですが、それにつきましては、1,000平米以上ということでございまして、この2つのグループホームにつきましては、1,000平米までになってございませんでした。今回の消防法の改正によりまして、面積が275平米以上の施設についてはスプリンクラーを設置するということになりまして、2つの事業所が該当したものでございます。

以上です。

議長（生井和巳君） あと質疑ありませんか。

11番、稲葉常美議員。

11番（稲葉常美君） 学校の補強の請負が583万円、その中で実施設計が83万円、これ既存の学校の中で内容も業者もすべてわかっているものであって、新たにこの全体額の16%強を実施設計のほうでやっている。一般民間企業では、一々実施設計だの、そういう設計額というのは大体含まれてやっているのだ。そういうものを事務努力として今後省いていったらいいのではないかという提案も前にもしたこともあると思うのですが、その辺は執行部としてはどのような考えですか、ちょっとお聞かせください。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（学校教育課長 水書正義君登壇）

学校教育課長（水書正義君） 稲葉議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回の補正の委託料83万円、これにつきましては3月11日の震災に伴う特別教室棟の補強工事に伴う委託料ということでございます。4月8日に全協でご説明しましたように、特別教室については今まで見合わせてきましたので、その特別教室の機能の移設、また補強、いろいろ検討を加えるに当たりまして、専門家の設計あるいはどういうふうにも補強すればいいとか、そういうものを込み込みで一応83万円を予定してございます。過去に工事費に伴う設計費のパーセンテージというのは、私のほうも今回の補正とはちょっと離れてしまうものですから、一応震災に伴う特別教室の補強工事に伴う委託料ということで、一日も早く児童生徒の安全確保というような意味で、今回補正をした次第でございます。ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（生井和巳君） あと質疑ありませんか。

11番、稲葉常美議員。

11番（稲葉常美君） それは課長、努力しているということはわかるのですが、私が言っていることは、この実施設計の委託料を83万円を、努力してそれを使わないような方

法はあるのではないかと、その分事業費に充てたのが教育現場としてはいいのではないかと、ちょっと実施設計とか基本設計とかというものに対して、町はそのように金がちょっとかかり過ぎるようなような感じするのだ。一般企業ではこういうことはないのだと、企業的感觉の中でやっていくべきだというふうに私は質問したつもりであります、そういうことで質問したつもりなのですが、ちょっと理解がわかっていなかったようなので。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（学校教育課長 水書正義君登壇）

学校教育課長（水書正義君） それでは、実施設計あるいは基本計画等に伴う委託費が、民間的な考え方に伴うというようなことと比較しますと、少し努力したほうがいいのではないかとご質問でございます。設計、実施設計あるいは今回の危険度の判定、当然判定士という専門家のご意見等を聞かなくてはなりません。当然予算の執行の段階では最少の経費で最大の努力するという、そういう肝に銘じて執行しているつもりでございますので、民間の考え方も事務屋としまして勉強しながら、今後の執行に役立てたいと思っております。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） あと質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（生井和巳君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて町長から申し出がありましたので、議題といたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議長の許可がありましたので、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明申し上げます。

人権擁護委員は、市町村が候補者を推薦し、法務大臣が委嘱をいたします。市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦することについては、人権擁護委員法第6条第3項により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとなっております。

当町の人権擁護委員は、現在小祝博氏、為我井照美氏、飯田洋子氏、生井衛氏の4名であります。法第9条により、任期は3年となっております。生井衛氏が本年9月30日をもって任期満了になります。

生井衛氏におかれましては、下妻人権擁護委員協議会の常務委員や八千代町部会会長の要職につかれており、実績もあり、人格見識も高く、引き続き委員候補として推薦したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

本件につきましては、推薦人が適任であることを認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、本件は町長申し出のとおり、推薦人が適任であることに決定いたしました。

日程第13 休会の件

議長（生井和巳君） 日程第13、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす9日より12日までは休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、あす9日より12日までは休会とすることに決定いたしました。

議長（生井和巳君） 次会は、13日午後1時30分より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時20分）